論点　中山間地域等に対する加算の見直し

論点

（対象サービスの見直し）

■ 特別地域加算及び中山間地域等における小規模事業所加算については、訪問系サービス等を対象としており、通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護等）は対象外としている。

■ この点、訪問系サービスについては、職員が利用者の居宅を訪問し、個別にサービスを提供する一方、通所系サービスは、利用者を事業所に送迎し、複数の利用者にサービスを提供するなど、サービスの提供形態に違いがある。

■ こうした違いはあるものの、通所系サービスについても、送迎に要する費用は基本報酬に包括されている中、令和７年度老人保健健康増進等事業及び令和８年度改定検証調査では、中山間地域等において、地理的条件に伴う送迎負担が大きいことが示唆された。

■ また、令和８年度改定検証調査においては、中山間地域等に所在する通所介護事業所の収支状況が厳しいこと、加えて小規模な事業者ほど収支状況が厳しいことも示唆された。

■ こうした通所系サービスにおける地域特有の負担を踏まえ、中山間地域等における通所系サービスの安定的な提供体制を確保する観点から、サービスの提供形態の違いも勘案しつつ、特別地域加算及び中山間地域等における小規模事業所加算の対象サービスの範囲や評価の在り方について、どのように考えるか。

対応案

（対象サービスの見直し）

■ 特別地域加算及び中山間地域等における小規模事業所加算の対象サービスに通所系サービスを加えることとしてはどうか。

■ その際、訪問系サービスとの提供形態の違い等を踏まえた評価を行うこととしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.13 より抜粋

中山間地域等に対する介護報酬における評価

○中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対して訪問系サービス等を提供した場合、介護報酬における加算で評価。

単位数・算定要件等

	算定要件	単位数
1．特別地域加算（■）	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
2．中山間地域等における小規模事業所加算（■）	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する小規模事業所（※3）が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
3．中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※4）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に５/100を乗じた単位数

※１：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、
⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※２：地域区分が「その他」であって、次の①～⑤のうち特別地域加算の対象ではない地域
①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村地域、⑤過疎地域

※３：訪問介護:延訪問回数が200回/月以下、訪問入浴介護:20回/月以下、訪問看護:100回/月以下、定期巡回:５人/月以下、小多機・看多機:なし

※４：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、
⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

■　：別途、低所得者に対する利用者負担額の減額（10%→9%）の軽減措置（予算措置）あり。

対象	訪問系									多機能系		通所系			
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	定期巡回	夜間訪問	福祉用具	介護支援	療養管理	小多機	看多機	通所介護	通所リハ	認デイ	地密通所
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.7 より抜粋

サービス提供に係る費用（通所介護）

○通所介護において、特に負担が大きいと感じる費用として多く選択されたのは、「ガソリン代」「人件費」「車両の調達維持管理に係る費用」であった。

【サービス提供に係る費用のうち、特に負担が大きいと感じるもの（通所介護）】

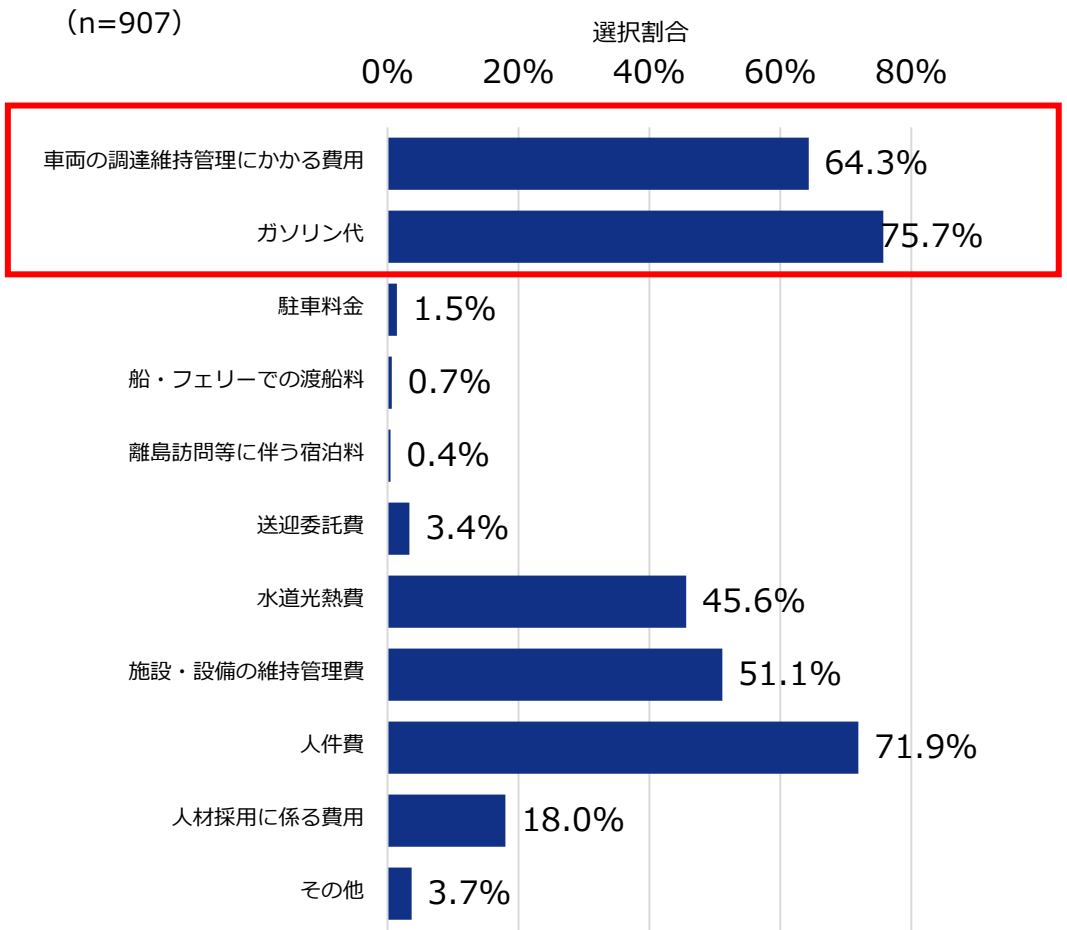

【左記の選択理由】

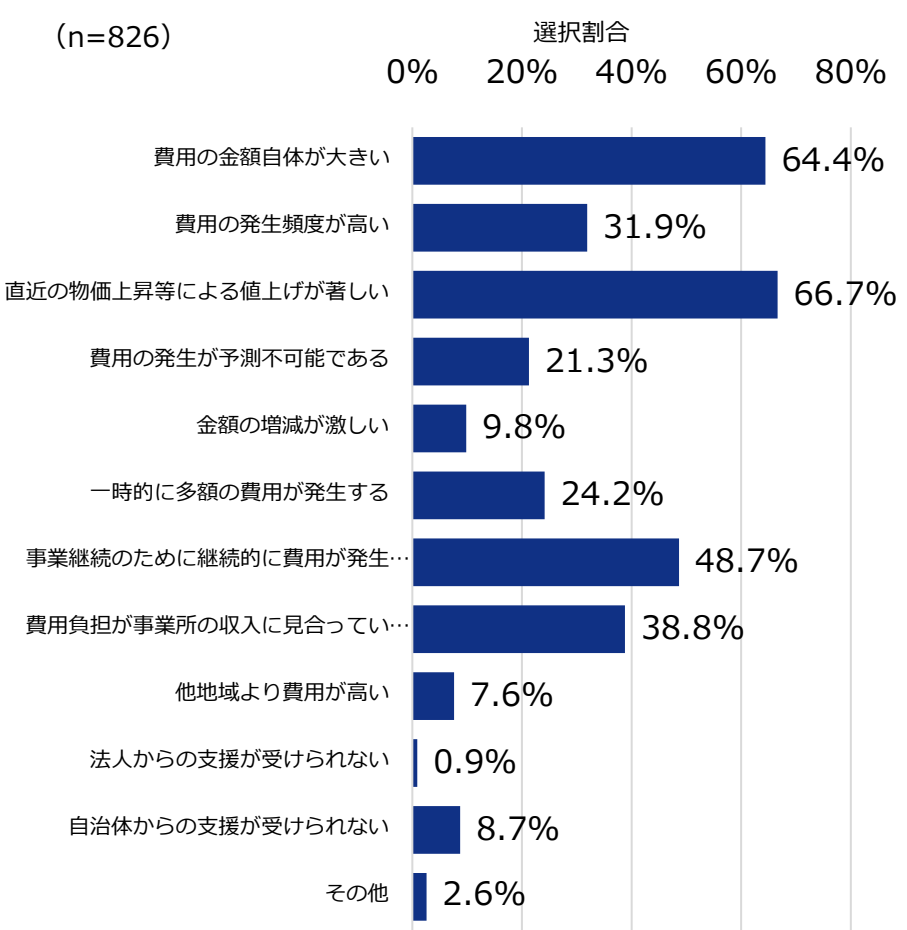

【出典】令和８年度改定検証調査「離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業」

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.9 より抜粋

サービス提供回数、人件費率（通所介護）

○特別地域加算対象地域や小規模事業所加算対象地域に所在する通所介護事業所のサービス提供回数は、地域によるが、概ね全国平均を下回っている。
○１事業所あたりの換算人員については、全国平均と同程度である。
○人件費率は、全ての地域で全国平均を上回っている。

	有効回収数			結果												
				中山間地域等										（参考）中山間地域等①～⑩全体	近接地域	（参考）全国値
	中山間地域等	近接地域	（参考）全国値	①離島振興法	②奄美群島振興開発特別措置法	③小笠原諸島振興開発特別措置法	④沖縄振興特別措置法	⑤山村振興法	⑥豪雪地帯対策特別措置法	⑦半島振興法	⑧特定農山村地域	⑨過疎地域	⑩厚生労働省が別に定める地域			
換算人員1人あたりサービス提供件数／月	692	12	433	46.6	40.3	－	27.3	52.0	55.5	57.6	54.4	55.6	64.5	56.2	49.6	62.2
1事業所あたり換算人員	710	14	433	10.3		－		10.0	10.7	9.9	10.3	10.3	7.6	10.3	11.4	10.3
人件費率（派遣委託費を除く）	646	10	433	78.4%		－		75.3%	71.2%	70.2%	72.7%	71.6%	72.2%	70.8%	65.2%	60.9%

【出典】令和８年度改定検証調査「離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業」

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.10 より抜粋